

答 申 第 55 号
平成 16 年 3 月 29 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

個人情報保護審議会
会長 山 下 淳

収集の制限の例外について（答申）

平成 16 年 3 月 26 日付諮問第 173 号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、収集の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

- 1 ひょうご食の健康調査は、朝、昼、晩の三食を給食により摂取している消防学校の生徒を調査対象者として、一定の期間、大豆・大豆製品を通常の食事を通じて摂取することにより、コレステロール低下作用や血圧安定作用などの効果を検証し、その結果を食を通じた健康づくりに重点を置いた、ひょうご“食の健康運動”に活かそうとするもので、有意義な調査であると認められます。
- 2 この調査は、消防学校の生徒の身体の状態（病歴やコレステロール値など）に係る個人情報を収集するものですが、次のとおり、適切な個人情報の保護措置が講じられていると認められます。
 - (1) 消防学校の生徒本人に対して、この調査の趣旨、目的、内容や調査結果の使用方法、調査に協力しない場合にあっても不利益取扱いをしないことなどを十分に説明した上で、本人の同意を得ることとしていること。
 - (2) 調査期間中の調査対象者の健康管理に十分配慮する体制がとられているとともに、調査の途中であっても、本人の自由な意思により調査への協力を辞退することができるとし、その場合の個人情報の削除の求めにも応ずることとしていること。
 - (3) この調査は、県から財団法人兵庫県健康財団へ委託して行われるが、委託先が収集した個人情報は、施錠ロッカーでの保管、作業責任者・従事者以外の者の作業場への立ち入り禁止、作業責任者・従事者や作業記録の県への報告など、個人情報の安全確保の措置が講じられているとともに、委託契約終了後、収集した個人情報はすべて県に提出されるものであること。
 - (4) 調査結果を研究機関等の第三者へ提供するにあたっては、この調査の趣旨、目的の範囲内で使用することを条件とし、統計的処理をされた形でのみ提供することとしていること。